

第46回・第4期第4回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	令和2年1月27日（月）18：30～20：30
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 新委員の紹介 3 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第45回・第4期第3回）議事録 4 議事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 条例案の説明資料について 5 その他 (1) 素案修正案及び施行規則素案の説明経過の報告について (2) 答申について (3) 「縁フェス」の協力のご依頼について 6 閉会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、平原委員、加藤委員、喜多委員、松川委員、 沖野委員、井山委員、田中委員、中山委員、檜垣委員、牟田委員、西田委員、 永崎委員、小西委員、立花委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人2人）

1 開会

事務局から、本日の出席者は18名、欠席者は1名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は2名であることを報告した。

2 新委員の紹介

平原委員より、ご挨拶をいただいた。

3 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第45回・第4期第3回）議事録」の内容が確認され、案のとおり議事録とすることが承認された。

4 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【条例案の説明資料について】

事務局より、条例案の説明資料について、配布資料に基づき説明を行った。意見の内容は以下のとおり。

- ア 第6条の解説において、「まちづくり協議会に参加できることを構成している」とあるが、まちづくり協議会運営ガイドラインでは「赤ちゃんから構成員」としており、ニュアンスが異なっている。方向性について確認が必要ではないか。
- イ 第6条の解説において、「自治会などの地域の団体や事業者等はもちろん、個人が参加することも可能」とあるが、これだと自治会等の団体がメインであり、個人も参加したければできるといった印象を受ける。並列に記載した方が個人も参加しやすいのではないか。
- ウ 第4条第2項の解説に、具体的な活動支援の方法が記載されているが、財政支援としての補助や委託が抜けている。協働の形は様々なので、バランスが悪いのではないか。
- エ 条例を検討していく中で、以前この条例に「協働が可能な分野については、あらゆる分野で協働を促進するよう市は努める」という文言を入れられないかと提案をしたところ、逐条解説に入れてはどうかという話があった。ぜひ逐条解説に入れてほしい。
- オ（会長） 文言の修正については、事務局と作業班で検討いただきたい。
- カ 補助や委託については、第3項の解説に記載されている。
- キ 第3項にも入っているが、第1、2項にも関連しているのではないか。かなり具体的な内容が第2項に記載されているので、バランスが悪いのではないかと感じた。
- ク 当初の案では、活動支援や財政支援も含めて同列に書いていた。第3項では財政的な支援ができると記載されているため、補助や委託もカバーできていると思う。第2項では、相談や後援等、活動していく中での支援を行う旨を記載しており、第3項では、金銭的な面については十分吟味したうえで支援を行う旨を記載している。
- ケ（会長） 第4条第2項の中でも、もう少し市が積極的に関わっていくことによって活動が活発になる部分もあるというニュアンスではないか。現時点では、まずまちづくり協議会が動き、それに対して市は支援するにとどまっているようなニュアンスになっているので、もっと市と一緒に活動するという内容を盛り込むなど、その辺りも含めて支援と言っているのではないか。現時点では、対等の原則からいうと、まずはまちづくり協議会が動き、後から市が動くニュアンスが強いので、その部分をご検討いただければと思う。
- コ 協働の指針の16ページでは、資金提供や協賛などの記載がある。これらの言葉を付け加えるとバランスが取れるということか。
- サ その通りである。
- シ 第6条に「その地域に住所を有するもの」とあるが、我々のまちづくり協議会では住所が地域外にある人も参加している。この文言があると、誤解を招かないか心配である。
- ス 今までの議論の中で、「その地域の市民」というのは地方自治法でいう「住所を

そこに有する全員」としている。事業所には地域外の方も来るが、もちろんその人も含まれる。

- セ 「その地域の団体」を、「その地域に住所を有する団体」としてはどうか。
- ソ 構成員については、まちづくり協議会を紹介した冊子等にも記載されているが、住所を有する者に限るとは言っていない。限定するものではなく、住所を有していれば誰でも構成員となるという意味である。
- タ その地域の団体や事業所ということは、地域外から事業所等に通っている人ほどのように扱うのか。
- チ 地域外から事業所等に通う人たちを排除するものではない。
- ツ 「その地域の自治会その他の団体及び事業者等」には幼稚園や学校等も含まれている。学校の先生が地域外から来られていたとしても、地域のまちづくりに重要な役割を果たしているのでこの表現となっている。心配されている部分については、逐条解説に加えても良いのではないかと。事業所や事業所で働く方も構成員となっている。
- テ 先ほど、「協働が可能な分野については、あらゆる分野で協働を促進するよう市は努める」という文言を、逐条解説に入れることについて発言があったが、まちづくり基本条例は本市における最上位の条例であり、その解説が現在策定中の条例であることを整理したうえで考えていかなければいけない。この条例において、あらためて押さえる必要がある部分とない部分があるのではないかと。重複しないようにしなければいけない。
- ト 「市が協働を促進するように進める」というような具体的な内容については、まちづくり基本条例に規定されていない。
- ナ まちづくり基本条例の第2条では、まちづくりの基本は協働である旨の記載がある。
- ニ (会長) 先ほどのご発言は、費用的な支援の内容が具体的に記載されているので、根本論を押さえながら具体的なところを書き加えておけば、対等な関係を改めて確認できるのではというご指摘ではないかと。そのあたりについては、作業班と事務局でご検討いただきたい。また、法律上の表現で言う「法人」は、人になぞらえ自然人と法人という言い方をする。個人としての自然人と、法人としての団体が協働していくうえで、例えば子ども園が法人として地域のまちづくり活動に関わる場合には、教職員やPTA、保護者会のメンバーが関わっていくことになる。そのため、市外に住んでいたとしても、法人として関わっていく場合、その地域の構成員として関わっていただいている。法人や団体が活動するには、そこに関わる方のお力を貸していただかないといけないと解釈できるのではないかと。
- ヌ 第6条の解説において、その他の団体の紹介がなされているが、民生・児童委員は中間支援団体にあたるのか。
- ネ (事務局) 民生・児童委員の活動の役割を見ると、中間支援に近いのではないかと。
- ノ 青少年補導委員等、他の団体はどうなるのかという疑問が残る。他の団体の方が

この文章を見たときに、我々はどのような存在なのかと疑問を持たれるのではないか。

ハ 以前の作業班において、協働のテーブルの図にならって記載してはという話があった。

ヒ そのような話があったのであれば、他の団体も入れるなど、カバーすべきところはカバーしてはどうか。

フ (会長) 明石市における事例として、社協とコミュニティ創造協会と一緒に動くことがある。社協は、自身が積極的に関わり、様々な方を支えるプレイヤー的な部分と、全体をコーディネートしていく部分を持っている。コーディネーターとして地域の中で重要な役割を担っていただいているので、その部分を強調するために中間支援団体のところに位置付けたというのも一理あるが、誤解がないようにうまくご説明いただければと思う。

ヘ 中間支援団体は行政と地域の間を取り持つものであると考えると、様々なものが中間支援団体に入ってくるのではないか。

ホ (事務局) 協働の指針の協働のテーブルの図において、民生・児童委員は中間支援団体のところに記載されているが、団体と呼べるのかという話があったことから、第6条の解説では民生・児童委員と中間支援団体との間に句読点を入れ、分けて表現している。どこまでの団体を記載するのかは決まっていないが、記載する一つの答えが協働のテーブルの図ではないか。すべて記載するのは、文章としてバランスが取れないので、違う表現で団体をカバーできるよう検討したい。

マ 中間支援団体を注釈のような形で表現してはどうか。

ミ 民生・児童委員を団体というのであれば、民生・児童委員連合会という形で記載すべきではないか。

ム 協働のテーブルに記載するという方法もあるが、図を見て組織図と捉える方がいるため、協働で事業をする際の図であると説明してもなかなか徹底できない。あまり強調すると混乱を招くのではないかという不安がある。図を載せるのであれば、これは事業の説明である旨や事業ごとに座る人が違う旨を記載する必要があるのではないか。

メ 自治会・まちづくり協議会・市民活動団体の記載順序は、条文に記載されている順序と合わせるべき。

モ 全体構成に記載されている第1章総則の図は、第2章の図の並べ方に合わせた方が分かりやすいのではないか。

ヤ 第5条の説明の現在の表現は、まちづくり協議会が自治会や他の団体を主導しているように見えるので、「まちづくり協議会を構成する個人および自治会等の他の団体等が連携を図って」としてはどうか。

ユ 主語をまちづくり協議会にしない方が良いのではないか。

ヨ 以前、市民説明会でのご意見の中に、「促進委員会委員が所属している地域が優遇されるのではないか」というものがあった。自身の地域に帰っても、促進委員会

- で検討していることを個別にまちづくり協議会の場で話したことはない。色々な考え方があると思うが、自身の地域のまちづくり協議会の中だけで話をすることで誤解を招かないかと考え、あえて地域内で発言をしていない委員もいる。
- ラ（会長）協働の場面にかかわらず、1人でも賛同者を増やしていくことが大切である。忍耐が求められるので、なかなか効率的には進まない。
- リ 第6条の本文について、「その地域の自治会その他の団体及び事業者等」とあるが、「その他の」前にある言葉は例示になるので、その他以降は総括的な内容を記載する必要がある。「その他の団体」では字足らずではないか。「その他の」という言葉だけであると一般的な団体という受け取り方になるので、法制担当と協議してはどうか。事業者等は事業者団体のことを指しているのか、意味合いが分からない。
- ル（事務局）再度法制担当と調整する。
- レ その地域に所在をしていない団体でも、その地域のまちづくりに関係している団体という意味ではないか。
- ロ 以前、市内におけるNPO法人の住所一覧を配布したことがある。NPO法人の場合は、別の地域で活動している場合がある。
- ワ（事務局）住所というところを見越して「その地域の」と入れているわけではない。活動として地域に関わっているという意味で「その地域の」という表現になっている。
- ヲ（会長）その辺りは解説に記載していただいているが、「その地域の団体」の一つの事例として自治会が出てくる。「その地域の」と「その他」の間に自治会が入ると誤解を招いてしまうため、前に出しておいてはどうかというご提案である。この点については、法制担当と誤解の無い表現にするためにご検討いただきたい。
- ン 前回の代表者交流会において、第3条の主語である各主体について、それぞれといった表現が出てくることもあり、読み手の混乱を招き納得できないという発言があった。
- ア 以前から、まちづくり協議会を位置付けてほしいと発言してきたが、この条例で位置付けられたと捉えて良いのか。
- イ（会長）その理解で良いかと思う。間接民主主義において、議会が条例化するということは、市民が認めるということになる。条例という法律の中で、市民全体が位置付けたということになっていく。
- ウ 議員に対して現在の条例化の状況は説明しているのか。
- エ（事務局）素案の段階で説明しており、パブリック・コメントの前にも説明を行う予定である。自治会の連合体やまちづくり協議会、市民活動団体からも様々なご意見をいただいている。
- オ（会長）先日、石垣市において自治基本条例を廃止するという議案が上程された。基本条例を廃止すると根底から崩れてしまう。宝塚市がまちづくり基本条例を策定した当時は、他市でも同様の条例が策定されてきた時期である。現在は、当時と

状況が異なっており、石垣市は今の状況に応じながら議会が動いたという状態である。

カ 第6条の説明に、「構成員だからといって何らかの義務や負担を求めるものではない」とあるが、全く関係なくて良いというわけではない。構成員である以上、まちづくりに関心をもっていただき、ごみをポイ捨てしないなど、この部分を完全に言い切ってしまうと良いのかは疑問が残る。

キ(会長) 他人任せの方が増えている状況の中で、地域の課題を自分事としてとらえ、自分も動いて協力していくような担い手を少しでも増やしていくことが必要になる。そのために、条例を策定し皆で地域を良くしていく流れを作っていくというニュアンスで記載していただくと、より強調できるのではないかと。

ク 地域内には、まちづくり協議会の存在すら知らない人がいる。分からない人が見てわかるよう、例示などを盛り込みながら、分かりやすい資料を作成してほしい。

ケ(会長) 促進委員会は、メンバーが入れ替わった段階で最後の詰めの作業を行っている。新委員の方にも積極的に、この部分を書き足したらどうかといった意見があればご発言いただければと思う。この辺りが良く分からないといった指摘についてもご発言いただきたい。

コ 自治会やまちづくり協議会、市民活動団体が条文に載るということが重要であるということをお忘れはいけない。この度の条例において自治会やまちづくり協議会、市民活動団体、個人も含めた位置付けをきちんとしたというところに意味がある。まちづくり協議会だけではなく、自治会も位置付けているということが重要になるのではないかと。

サ(会長) 今まで、自治会にも金銭的支援をしてきたが、今後は条例に基づく支援に変わっていくということである。すべての団体が条例に含まれているということをご理解いただきたい。

5 その他

(1) 素案修正案及び施行規則素案の説明経過の報告について

事務局より、素案修正案及び施行規則素案の説明経過について報告。

(2) 答申について

事務局より、答申日時の説明。答申のかがみ文については別途作成グループを形成して検討することとなった。

(3) 「縁フェス」の協力のご依頼について

事務局より、2/29開催の「縁フェス」へのご協力依頼。

(4) 今後の検討内容について

意見交換の内容は以下のとおり。

ア まちづくり協議会が地域ごとのまちづくり計画を作成しているが、今後実行していくための方法についても、この委員会で検討していく必要があるのではないかと。チェックの仕方について提案していけたらと思う。

- イ（会長）総合計画の進行管理という面と、まちづくり計画をまちづくり協議会がどう動かしているかの進行管理という面があり、その両輪で行く必要がある。総合計画審議会と促進委員会がどのように役割分担していくか検討が必要である。
- ウ まちづくり計画には行政と一緒に実行するものが多いが、どの部署に言っていけば良いのか。特別に窓口をつくり、采配を振るう人が別途必要ではないか。計画を作成するよりも、実行していく方が大変である。市の方でどういう体制を取られるのか検討いただきたい。
- エ（会長）地域と関わる職員をどのように位置付け、市役所の中でその方を通じ、どのように地域と各部署をつないでいくかという仕組みづくりのご提案ではないか。
- オ 大きく受けとめてどう展開していくのかという話である。
- カ（会長）今まで通りのやり方では、一人で受け取ることは難しい。うまく受け渡しが進む仕組みを共に考えていくのが重要である。
- キ 第4次総合計画の後期計画に、まちづくり計画書が別冊で位置付けられている。その中に「協働のまちづくり計画と市の実施計画を毎年度すり合わせる」と記載されている。同様の仕組みを検討するのであれば、以前の議論を整理し、そこから教訓を得て、行政内に横断組織を作った方が良いのか等について検討してはどうか。他市の場合、総合計画は市の事業計画であり、住民のまちづくり計画はその外にあるため、市が住民の計画に対し一括交付金を出すようなパターンもある。私たちの場合はそういうことではなく、住民の計画を市の計画に折り込んでいる。お金の使い方も年度ごとに整理していこうという意見も出ているので、その仕組みも大切ではないか。
- ク すでに派遣されている室長から、意見を市へつないでいただくことがあるが、「この理由により無理」という回答が返ってくる。きちんとした仕組みがないとほとんど実行できない。
- ケ（会長）地域からすると、投げかけたものは全て受け取ってほしいという想いがあるが、行政側からすると条件が整わないと受け取れないものがあるので、正直に無理なものは無理というのも、ある意味誠意だと思う。ただ、無理というだけでなく、次のステップまで示すようにしていかないといけない。また、まちづくり計画見直しガイドラインの振り返りも我々の責任として行う必要があると考えている。総合計画とまちづくり計画の振り返りは時間を取って行う必要がある。条例案がひと段落したら次に検討していく内容について議論を行っていくが、本日はその一つの柱をご提起いただいた。また、NPOの委託契約についても、大きな柱になっていくのではないかと考えている。3月から4月の段階で、今期の大きな柱について議論していきたい。

6 閉会

以上